

男性の子育て目的の休暇の取得促進の為に行動計画

従業員が仕事と子育てを両立することができ働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日までの約 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付金、短時間勤務制度、育休中の社会保険料免除など制度の周知と情報提供を行う。

<対策>

- 令和 6 年 10 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 6 年 11 月～ 制度に関する資料を作成し、配布する。

目標 2：男性従業員が育児休業を取得できるような職場風土の醸成を目指す。

<対策>

- 令和 6 年 12 月～ 妻の妊娠、子の出生を報告した男性従業員へ育児休業や短時間勤務制度について情報提供を行う。